

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正について

1 改正の概要

(1) スケジュール

- 令和5年12月13日 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律公布
 令和6年12月12日 第一段階施行
 令和7年3月1日 第二段階施行

(2) 改正の要点

イ 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

- 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除（医療用大麻の解禁）。
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける。

ロ 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用。

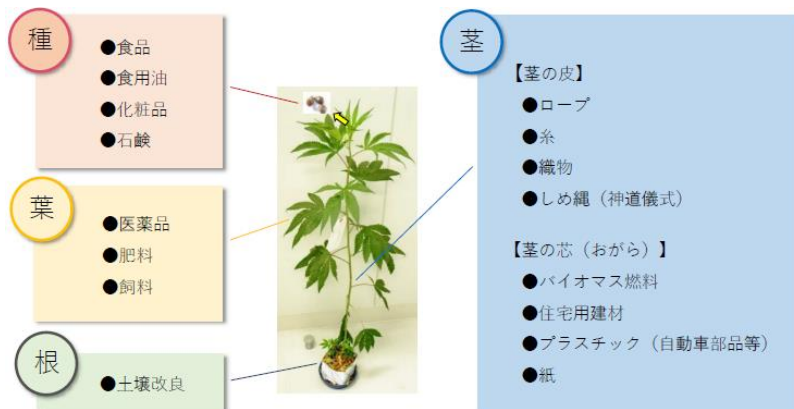
ハ 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「大麻草の製品の原材料とする場合」（第一種）と「医薬品の原料とする場合」（第二種）に区分する（産業用大麻の解禁）。
- 第一種免許の下で栽培可能な大麻草について、有害成分（THC）の濃度が基準値以下的大麻草から採取した種子等を用いて栽培しなければならない管理方法とする。

<改正前>			<改正後>			
	目的	免許権者		目的	免許権者	有害成分の規制
大麻栽培者免許	繊維・種子を採取する目的	都道府県知事 (有効期間1年)	➡	第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)
				第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)
						基準値以下的大麻草の種子等を用いて栽培
						医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能

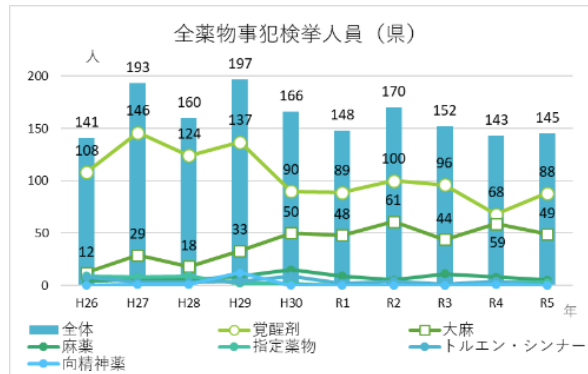
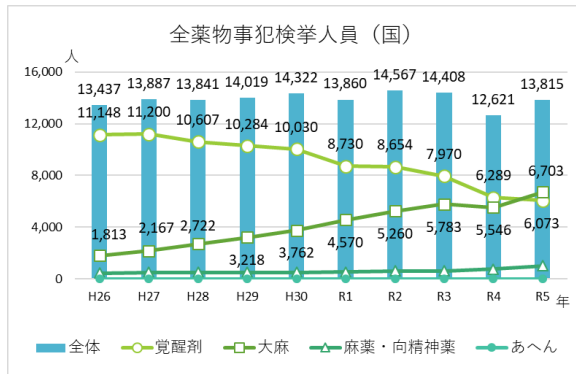
2 大麻草の利用用途

大麻草は多くの用途があり、海外では衣・食・住・医療・エネルギーなど幅広く利用されている。伝統的な繊維利用に加え、近年、バイオマスプラスチック等にも活用されている。



3 大麻乱用等の状況

- 全国の大麻事犯者の検挙者数が令和5年に過去最高（6,703人）となるとともに、初めて大麻事犯の検挙者数が覚醒剤事犯の検挙者数を上回った。また、大麻事犯の検挙人員の約7割が30歳未満であり、若年層における大麻の乱用が拡大している。
- 本県ではまだ覚醒剤の検挙者数の方が多いが、令和5年の大麻の検挙者数は49人で、横ばいに推移している。



- また、インターネット販売に加え、全国的に危険ドラッグの店舗が再度出現し、大麻の有害成分に構造が類似した危険ドラッグ、いわゆる大麻グミ等による健康被害が発生するなど、危険ドラッグ事犯の検挙人員も増加している（令和5年：全国444人、宮城県3人）。

4 今後の取組

- 今回の改正では、大麻の施用罪の適用により大麻の乱用を防止する一方で、医療や産業への利用など、大麻草の適正利用を認める内容となっている。
 こうしたことから、大麻に関する正しい知識や情報、具体的には、①大麻の有害性と有用性、②嗜好用と称して乱用されているものと正しく栽培されているもの、を区別し、適切に情報提供していく。
- 併せて、宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）に基づき、大麻乱用や危険ドラッグの危険性や健康被害等の情報を小中高のみならず大学・専門学校生に対しても広く周知していく。さらに、SNSを活用し、若年層で薬物等に興味関心を持つ層をターゲットとした動画配信など訴求力の高い啓発活動を実施していく。